

製造する施設又は化製場若しくはこれに類する施設に供給するために魚介類の肉、皮、骨、臓器等を貯蔵する施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、この法律による改正後の第八条において準用する第三条第一項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内にその施設の所在地の都道府県知事に對し、その旨を届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第八条において準用する第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

附 則（昭和三四年四月一八日法律第一四三号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際、現に改正前の「い獸処理場等」に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をして同条第一項各号に掲げる動物を飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、改正後の「い獸処理場等」に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設で該動物を飼養し、又は収容することができる。

3 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、その旨を当該施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、新法第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下生じた効力を妨げない。

2 第一条から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこれらの規定の施行の際現に都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、これららの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

3 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の「へい獸処理場等に関する法律（次項において「旧法」という。）第三条第二項の規定による許可を受けている者は、第四条の規定による改正後の「へい獸処理場等に関する法律（次項において「新法」という。）第三条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

4 第四条の規定の施行の際現に旧法第三条第二項の規定により行われている許可の申請は、新法第三条第二項の規定による届出とみなす。

この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十四条、第十六条、第十九条及び第二十条の規定、第二十二条の規定（診療放射線技師及び診療エツクス線技師法第十二条から第十五条までの改正規定を除く。）並びに第五十条の規定並びに附則第四条、第五条、第十七条及び第十八条の規定 昭和五十九年十月一日

（へい獸処理場等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の「へい獸処理場等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第三条

第一項（旧法第八条において準用する場合を含む。）又は第九条第一項の許可を受けてへい獸処理場若しくは旧法第八条に規定する施設を設け、又は動物の飼養若しくは収容を行つてゐる者については、昭和六十年九月三十日までは、第二十条の規定による改正後のへい獸処理場等に関する法律第六条の二（同法第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、旧法第六条の二（旧法第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（再審査請求に係る経過措置）

第十五条 第十三条、第十六条又は第二十条の規定の施行前にされた行政手続の処分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第十九条の四、興行場法第七条の三又はへい獸処理場等に関する法律第九条の三の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例によること。（罰則に係る経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとする場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年一二月一九日法律第八)

(○号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- この法律による改正前のへい獣処理場等に関する法律の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の化製場等に関する法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- この法律の規定によりした処分、手續その他の行為は、この法律による改正後の化製場等に関する法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。
- この法律による改正前のへい獣処理場等に関する法律の規定によりした処分、手續その他の行為は、この法律による改正後の化製場等に関する法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

附 則 (平成五年一一月一一日法律第八)

九号

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諸問題がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続

を執るべきことの諸問題その他の求めがされた場

合においては、当該諸問題その他の求めに係る不

利益処分の手続に関しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

- この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聽聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く)又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
- (政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成六年七月一日法律第八四)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

(○号) 抄

(施行期日)

この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分

その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされてい

る許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの

法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十

条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(二

れに基づく命令を含む。)の経過措置に関する

規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は

申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの

法律の附則において従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するものほか、この

法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定め

る。

(附 則) (平成一〇年五月八日法律第五四)

(○号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。

(附 則) (令和四年六月一七日法律第六八)

(○号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号(十の三)の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。)並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

この法律の施行のため必要な経過措置

は、政令で定める。

附 則

(平成一四年三月三〇日法律第四)

(○号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。